

償却資産の申告について

1. 申告していただく方
町内に事業用償却資産を所有している方(法人・個人等の別は問いません)は、毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
(7) 取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法を適用して全額損金算入した資産
(8) 割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産
(9) テナント等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用償却資産(テナント等が申告することになります。)

価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入した資産
(5) 取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により、3年間一括で償却している資産

提出及び問い合わせ

税務課

〒781-2192

いの町1700-1

☎ 893-1118

吾北総合支所住民課

〒781-2492

いの町上八川甲1934

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

〒781-2601

いの町長沢123-12

☎ 869-2112

お知らせ
家屋の取り壊し及び未登記家屋の売買について

固定資産税(家屋)は、毎年1月1日現在の所有者に課せられます。
家屋を取り壊された場合や、未登記家屋を売買した場合は、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡をいただかないと、翌年度以降も課税される場合があります。

なお、取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、その年の固定資産税は課税されることとなりますので、ご注意ください。

土地の現況地目の変更について

固定資産税(土地)は、土地登記簿の地目に関係なく、毎年1月1日の現況によって課税されます。地目の変更があった場合は、現地確認が必要となりますので、12月28日までに申し出てください。

問い合わせ

税務課固定資産税係

☎ 893-1118

2. 申告方法
(1) 平成22年度の申告をされた方: 12月中旬までに申告の案内等を送付します。
(2) 平成23年度初めて申告をされる方: 申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

3. 申告期限

平成23年度償却資産の申告期限は1月31日ですが、事務処理の都合上1月21日までに申告くださいますようご協力をお願いします。

4. 償却資産の申告とは

会社や個人で工場や商店な

(5) 福利厚生用に供する資産
(6) 使用可能期間が1年未満又

(4) 耐用年数1年未満又は取得の他の生物

す。